

陳情第3号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情 資料

1 「全国靈感商法対策弁護士連絡会」とは

全国靈感商法対策弁護士連絡会（略称「全国弁連」）は1987年5月に、全国の約300名の弁護士が賛同して結成された。これに先立ち、同年2月に東京の弁護士で「靈感商法被害者救済担当弁護士連絡会」を結成し、名称を「被害弁連」とした。被害弁連は、全国弁連傘下の、東京の弁護士の連絡会である。

全国弁連（その主力は東京の被害弁連）は、常設の事務所を持ち、そこで情報を収集し、メンバーに発信をしたり、電話相談に応じている。統一協会（統一教会）の信者やその家族の相談の外、統一協会（統一協会）以外の相談も多い。企業や官公庁、公的団体等からの統一協会（統一教会）等に係る問い合わせもある。設立以来年間平均して1,000件程度の問い合わせがある。

2 政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明（2023年3月18日）（抜粋）

第1 声明の趣旨

- 1 世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会。以下「統一教会」という。）による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性ある施策を実現、実施されたい。
- 2 国会議員、地方議員を問わず、政治家の皆様（首長を含む）には、統一教会との関係断絶を改めてお願いしたい。
- 3 前項の関係断絶を明らかにするため、その所属する各議会において統一教会との関係を断絶する議決をして頂きたい。
- 4 各政党及び各議会は、第三者委員会等のしかるべき機関を立ち上げ、その所属する国会及び地方議会議員全員について、統一教会との間の以下の事項について調査し、メディアへの公表を通じて調査結果を有権者に明確に公表されたい。

(1) 統一教会やその関連団体が主催する集会等のイベントに参加・関与（祝電の送付など）した事実の有無（事実があった場合にはその日時、回数と、参加・関与の詳細）。

- (2) 統一教会やその関連団体から、秘書や事務所スタッフ、運動員等で統一教会関係者の協力（後援会結成などによる支援を含む）を得た事実、あるいはその打診を受けた事実の有無。
- (3) 上記（1）（2）で参加・関与・協力等の事実があった場合、
- ア いかなる経緯で参加・関与し、協力を得ることになったのか（働きかけを行った窓口となった者の肩書と氏名を含む）。
 - イ 当該イベントの主催者・人材の提供等の協力相手について、いかなる調査を行ったのか。
 - ウ どの時点で当該イベントの主催者・人材の提供等の協力相手が、統一教会やその関連団体であると認識したのか。
 - エ 既に統一教会に対し今後の関係断絶の通知をしているか、していない場合には今後する予定があるか。
- (4) 統一教会やその関連団体から、政策決定に関連するレクチャーや講義その他の働きかけを受けた事実の有無。
- (5) 上記（4）で働きかけを受けたという場合に、それが実際の政策決定に影響を及ぼした事実の有無。
- (6) 統一教会やその関連団体から選挙推薦を受けた事実、あるいは推薦確認書に類する書面を交わした事実の有無。
- (7) 過去の選挙で、統一教会票の差配の打診を受けたことがあったか否か。あった場合、誰から差配を受けたか。
- (8) 統一教会やその関連団体から、解散命令請求への動きを押し留めるようとする働きかけがあったか否か。
- (9) 統一教会やその関連団体から、教団やその関連組織との関係を断絶する議決をしないよう働きかけを受けたか否か。
- (10) 上記（1）ないし（9）に関し、統一教会やその関連団体からの金銭の支払ないし申入れの有無（支払ないし申入れがあった場合にはその日時、名目と金額の詳細）。

(略)

(出展：全国靈感商法対策弁護士連絡会ホームページ)

宗教又は信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言（抜粋）

1981年11月25日 国連総会採択

国際連合総会は、

国際連合憲章の基本原則の一つは、すべての人間に固有の尊厳及び平等の原則であること、並びに、すべての国際連合加盟国は、人種・性・言語又は宗教上の差別なしに万人の人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を促進及び奨励するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動を行うことを誓約したことを考慮し、

世界人権宣言及び国際人権規約は、法の前での無差別、平等の原則、並びに、思想・良心・宗教又は信念の自由についての権利を宣明されていることを考慮し、

人権及び基本的自由、特に思想、良心、宗教又は他のいかなる信念であってもその自由についての権利が、無視、侵害されることは、ことにそれが外国による内政干渉の手段として利用され、かつ、人民及び国家間に憎悪をかきたてる場合、人類に直接又は間接に戦争及び大きな苦難をもたらすものであることを考慮し、

宗教又は信念は、それを信じる者にとっては人生観の一つの基本的要素であること、並びに、宗教又は信念の自由は、十全に尊重、保証されなければならないことを考慮し、

宗教及び信念の自由についての理解、寛容及び尊重を促進すること、並びに、国際連合憲章その他の関連文書及びこの宣言の意図と原則に矛盾する目的で、宗教又は信仰を利用することは許容できないと確認することを必要不可欠であるとみなし、

宗教及び信仰の自由はまた、世界平和、社会正義及び人民間の友好という目標の達成、並びに、植民地主義及び人種差別のイデオロギー又はその実践の撤廃に寄与するものであることを確信し、

国際連合及び専門機関の後援を受けて、様々な形態の差別を撤廃するための協定のうち、すでにいくつかが採択され、並びに効力を発生しているものもあることに満足をもって留意し、

世界のある地域には依然として、宗教又は信念についての不寛容の表明及び差別が顕著に見られることを懸念し、

すべてのこうした不寛容をすみやかに撤廃するために必要なあらゆる措置をとること、並びに、宗教又は信念を理由とする差別を阻止し、それと闘うことを決意し、

宗教又は信念に基づくすべての非寛容及び差別に関するこの宣言を採択する。

第1条 1 すべてのものは、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又はいかなる信念でもそれを有する自由、並びに、単独で又は他の者と共同して及び公的又は私的に、礼拝、儀式、行事及び宣教によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第2条 1 何人も、いかなる国、機関、集団又は個人からも、宗教又はその他の信念を理由とする差別を受けることはない。

2 この宣言の目的に関して、「宗教又は信念に基づく不寛容及び差別」という表現は、宗教又は信念に基づくものでかつ平等な基盤での人権及び基本的自由の承認、享有又は実践の拒否又は妨害を目的として、又は作用として有するあらゆる差別、排斥、制限又は優遇を意味する。

第3条 宗教又は信念を理由として人間が相互に差別しあうことは、人間の尊厳に対する侮辱であり、国際連合憲章の原則を否定するものである。従って、世界人権宣言にうたわれ、国際人権規約に詳細にうたわれている人権及び基本的自由を違反するものとして、並びに、国家間の友好的及び平和的關係を妨害するものとして非難される。

第4条 1 すべての国は、市民的、経済的、政治的、社会的及び文化的生活の全領域において人権及び基本的自由を承認、実践及び享有する中で、宗教又は信念を理由とする差別を防止及び撤廃するための効果的な措置をとるものとする。

2 すべての国は、あらゆる努力を傾けて、こうした差別を禁止するために、必要とあれば法律を制定しもしくは廃止し、かつ、これに関して宗教又はその他の信念を理由とする不寛容と闘うために、すべての適切な措置をとるものとする。

第5条 1 児童の父母又は場合により法定保護者は、自らの宗教又は信念に従い、かつ、その児童の養育に相当と信じる道徳的教育に留意しながら、その家族内での生活を組織する権利を有する。

2 すべての児童は、父母又は場合により法的保護者の願望に応じた宗教又は信念についての教育を受ける権利を享有し、父母又は法定保護者の願望に反する宗教又は信念についての教育を受けることを強制されない。その際、その児童にとって最善であるものを原則とする。

3 児童は、宗教又は信念を理由とするすべての差別から保護される。児童は、人民相互の理解、寛容及び友情、平和及び世界的兄弟愛、他人の宗教又は信念の自由の尊重の精神をもって、並びに、自らの活力及び才能は仲間のために向けられるべきであるという十分な意識をもって、養育される。

4 父母又は法定保護者のどちらの監護下にもない児童の場合は、父母又は法定保護者が宗教又は信念について表明した願望又は願望を証明するものに対し、正当な考慮がはらわれる。その際、その児童にとって最善であることを原則とする。

5 児童がそれをもって養育される宗教又は信念の実践活動は、この宣言の第1条の3を考慮し、その児童の身体的又は精神的健康、もしくはその児童の十全な発達をそこなうものであってはならない。

第6条 この宣言の第1条に従い、かつ第1条の3の規定を前提として、思想、良心、宗教

又は信念の自由についての権利は、とりわけ次のような自由を含む。

- (a) 宗教又は信念に関連する礼拝又は集会の自由、並びにこれらの目的のための場所を設置及び維持する自由
- (b) 適切な慈善的又は人道主義的機関を設立及び維持する自由
- (c) 宗教又は信念の儀式又は慣習に関してそれに必要な品物や材料を適切な範囲で作製、取得及び使用する自由
- (d) これらの分野において関連出版物を著述、発行及び普及させる自由
- (e) 宗教又は信念を、その目的にかなった場所で布教する自由
- (f) 個人や機関からの任意の財政的又はその他の寄付を、要請及び受領する自由
- (g) いかなる宗教や信念でも、その要件や規範にしたがって指導者を訓練、指名、選出又は継承によって任命する自由
- (h) 自らの宗教又は信念の教えにしたがって安息日並びに祝日及び祭典を祝う自由
- (i) 宗教及び信念に関して、国内的及び国際的に個人及び共同体との交流を確立及び維持する自由

第7条 この宣言に定められた権利及び自由は、すべての者がこうした権利及び自由を実際に享受できるよう、国内法において承認される。

第8条 この宣言中のいかなる規定も、世界人権宣言及び国際人権規約に定義されている権利を制限もしくは害するものと解してはならない。

日本国憲法(昭和21年11月3日公布昭和22年5月3日施行) (抜粋)

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

二 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

〔請願権〕

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

〔地方自治の本旨の確保〕

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号) (抜粋)

〔国及び地方公共団体が分担すべき役割〕

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

二 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

富山市議会が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）
及び関係団体と一切の関係を断つ決議

安倍晋三元総理の銃撃事件をきっかけに政治と世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）との関わりの深さが浮き彫りとなっている。

問題は、政治家が宗教団体と関わることではない。消費者の不安をあおり、高額な商品を購入させる「靈感商法」などで大きな社会問題となった団体とのつながりを持ってきたことにある。

藤井市長並びに当局は、旧統一教会及び関係団体との関係について調査し、記者会見並びに議会でも公表した。富山市議会も藤井市長並びに当局と同じく、議会として過去の関係について次の通り調査し公表する。

- 1 各会派と旧統一教会及び関係団体との関係の有無について調査する。
- 2 会派として関係があった場合は、その内容について調査する。
- 3 会派の政務調査活動や政策立案の判断に影響が及んでいないか調査する。
- 4 以上のことを会派が取りまとめ議会として公表する。

藤井市長並びに当局は、旧統一教会は極めて問題のある団体として、旧統一教会及び関係団体とは一切関わりを持たないことを決意し、表明した。

富山市議会も、藤井市長並びに当局と同じく旧統一教会及び関係団体と今後一切の関係を断ち切ることを宣言する。

令和4年9月28日

富山市議会

決議案第 2 号

旧統一教会と富田林市議会との関係を根絶する決議

上記議案を会議規則第 14 条の規定により提出する。

令和 4 年 9 月 28 日

提出者	富田林市議会議員	尾崎	哲哉
賛成者	同	南方	泉
	同	坂口	真紀
	同	村山	理恵
	同	伊東	寛光
	同	草尾	勝司
	同	岡田	英樹

旧統一教会と富田林市議会との関係を根絶する決議

旧統一教会が霊感商法などで、国民に大きな被害をあたえ、行政や政治家にまで関係をひろげていたことが注目されている。

富田林市が世界平和統一家庭連合とアドプトロードの協定を結んでいたことがマスコミにも報道され、市民から疑問の声や、今後の市や市議会議員の姿勢を問う声が寄せられている。

富田林市議会として、市民の疑問にこたえ、旧統一教会との関係を根絶するため、以下2点を決議する。

記

1. 富田林市議会議員の旧統一教会とその関連団体とのかかわりについて、自ら調査し、議会が市民に明らかにする。
2. 富田林市議会議員は、旧統一教会及びその関連団体とは一切かかわりを持たない。

以上、決議する。

令和4年9月28日

大阪府富田林市議会

旧統一教会等の反社会的団体の活動とは一線を画する決議

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）は、霊感商法やマインドコントロールを利用した高額な商品の売りつけ、多額の献金を強要する活動など違法行為を行い、信者自身の経済的な困窮や社会的な孤立を招くばかりでなく、家族の生活が破壊されるなどの深刻な事態を招いてきた。

また、国会議員や地方議員に巧みに接近し、一部では選挙戦でのスタッフの提供や、旧統一教会との政策協定の締結などの事例が見られ、旧統一教会と政治家との関係性について国民的な関心事となっている。政治家各々が説明責任を果たしていくことはもちろんであるが、何より喫緊の課題として、被害の重大性に鑑み、被害者を迅速に救済すること、また被害の防止策が強く求められているとともに、実効性のある法律の整備を進める必要がある。

大阪市においては、阿倍野区にあった元大阪市の施設が、旧統一教会の信者が経営する企業に買い取られた後、旧統一教会に売却され、現在の世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の施設となっている。この施設が大阪市内における一大拠点となり活動されていることに対して、その当時、知らなかったとはいえ旧統一教会の関係者への売却を判断した議会においても忸怩たる思いである。

よって本市会は、旧統一教会等の反社会的団体の活動に取り込まれることがないよう一線を画することを強く決意する。

以上、決議する。

反社会的な旧統一教会に関与しないことを確認する決議

旧統一教会（現在は「世界平和統一家庭連合」）の反社会的活動や政治家との癒着が浮き彫りとなり、大きな社会問題となっている。それは国政に限らず、地方議会にまで及ぶ広範な癒着構造を作り出している。

旧統一教会は、「靈感商法」や多額献金の強要、集団結婚等で多数の被害者を作り出してきた。全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）は、2021年までの約35年間で、全国弁連の弁護士や消費生活センターが受けた旧統一教会に関する相談件数は3万4,537件で、被害総額は1,237億円に上るとし、これでも「氷山の一角」だとしている。

そのような反社会的活動を繰り返す一方で、旧統一教会は政治家との癒着を強めてきた。選挙活動の支援、パーティー券購入等の見返りに、政治家が旧統一教会が行うイベントなどに出席し、祝電を送るなどすることで、旧統一教会の活動に「お墨付き」を与えてきた。

市民の代表である市議会議員が、このような団体と癒着することは、市民の政治に対する不信感を増し、更なる被害者を作り出すことにつながりかねない。文部科学省は宗教法人法に基づく「質問権」を行使し、解散命令の請求要件に該当するかどうかを調査している。

よって、本市議会は、旧統一教会との間で、行事への参加やメッセージなどの送付、会費の納付等の関係を一切持たないことをここに宣言する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

北九州市議会

旧統一教会等の悪質な活動とは一線を画する決議

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）は、霊感商法やマインドコントロールを利用した高額な商品の売り付けや、多額の献金を強要する活動などを行い、その結果として信者自身の経済的な困窮や社会的な孤立を招き、家族の生活が破壊されるなどの深刻な事態を招いてきた。

また、国会議員の一部では、選挙戦でのスタッフの提供や、旧統一教会との政策協定の締結などの事例が見られ、旧統一教会と政治家の関係性は国民的な関心事となっている。

さらに、大阪府においても、旧統一教会関連団体主催の講演会への講師の派遣や、歩道の清掃作業における協定の締結など、様々な事業で関与していたことが明らかになっている。

大阪府議会では各会派が調査を実施し、政治・行政における説明責任を果たしていくことは当然であるが、これまでの被害の重大性に鑑み、被害者を迅速に救済すること、また、被害の再発防止が強く求められていることは言うまでもない。

よって、大阪府議会は旧統一教会等の悪質な活動に関与することがないよう一線を画することを強く決意する。

以上、決議する。

令和4年12月20日

大阪府議会